

寮 則

ニセコ町教育委員会

第1章 総 則

第1条 ニセコ国際高等学校及びニセコ高等学校の寄宿舎をニセコ町教育交流センター及び希望ヶ丘寮と称する。

第2条 寮生は寮則及び寮生心得を守り、自主的、自律的精神をもって責任と義務を果たし、規律ある集団生活を通して、教養豊かな人間性を養うとともに、日々学習に励む。

第2章 入寮・退寮

第3条 入寮・退寮に際しては、所定の様式でニセコ町教育委員会教育長（以下、「教育長」という。）に願ひ出、許可を得る。

第4条 入寮者の選考は、下記の項目について、入寮基準に基づき、学校と協議の上、教育長が決定する。

1. 入寮希望の理由
2. 経済状況
3. 通学状況
4. その他

第5条 問題行動を起こし、かつニセコ町教育委員会（以下、「教育委員会」という。）または学校の指導に従わない寮生、また寮則に違反し、改善の見込みがない寮生については、学校と協議の上、教育長は原則退寮を命じる。

第6条 異性のフロアまたは部屋に入った場合は、「寮運営を脅かす行為」として原則退寮を命じる。

第3章 役員とその責務

第7条 寮に次の役員を置く。

寮長（1名） 副寮長（2名） 書記・会計（1名）
美化（4名） 事業推進（4名）

第8条 役員の選出は、次の通りとする。

上記の役員は、10月の寮生会議にて選出し、教育委員会の承認を経て決定する。

第9条 役員の責務は次の通りとする。

1 寮長

- イ 寮の諸行事に関すること及び連絡事項の周知徹底に努める。
- ロ 寮務全般に関して寮生と協力して寮風の向上に努める。

2 副寮長

寮長を補佐し、寮長不在の時はその任務を代行する。

3 書記

役員会及び寮生集会の記録をする。

4 会計

事業推進費の管理をする。

5 美化

清掃の確認、ゴミの分別、部屋の清掃確認、清掃用具の管理をする。

6 事業推進

行事・イベントの企画運営をする。

第10条 役員の任期は1年とする。（10月）

第4章 寮生の責務

第11条 寮生活全般に関して、寮則及び寮生心得に基づいて行動し、不明な点等に関しては、ハウスマスターまたは管理人の指示を仰ぐ。

第5章 運営、組織、会議

第12条 役員会は、寮長、副寮長、会計、書記、美化、事業推進をもって構成する。

第13条 役員会は寮の諸行事と寮生活全般にわたって審議する。

第14条 会議を開催するときは、事前にハウスマスターに連絡する。議決事項はハウスマスターを通じて教育委員会に報告する。

第15条 会議での議決事項は寮生に周知徹底する。

第16条 寮生集会は、年1回定期集会を開催し、その他必要に応じて臨時集会を開催する。

第6章 生活

第17条 寮生は別に定める日課により規則正しい生活を行う。

第18条 アルバイトを行う場合は、校則に準じて事前に学校に届け出ること。

第7章 当番制度

第19条 寮生は寮生活を円滑に行うために次の当番を行う。

清掃当番 不定期で交代

除雪当番 不定期で交代

第8章 事業推進費に関する事項

第20条 事業推進費はこれを別に定める。

第21条 会計監査は3月に教育委員会が行う。

第9章 閉寮及び帰省に関する事項

第22条 閉寮期間は、夏季休業日及び冬季休業日の各10日間程度とする。

第23条 生徒は、閉寮期間初日の前日17：00から閉寮期間最終日の翌日9：00までは在寮することができない。ただし、特別な事情により教育長が認める場合は、この限りではない。

第24条 帰省・外泊の連絡は、保護者からハウスマスターまたは管理人に連絡する。

(付則)

* 本寮則に定める他に必要な事項は、その都度教育委員会が指示する。